

# 令和6年度報酬改定に伴う回数払い制度の変更点について

令和6年4月1日以降サービス利用分から適用  
秋田市福祉保健部長寿福祉課

## 利用と請求方法について

- 1回当たりの報酬単価（回数払い）での請求を原則とします。【変更なし】
- 月額包括報酬の算定項目に示す利用回数を**ケアプランに位置づけ、実際にその回数を利用した場合は月額包括報酬で請求**して差し支えありません。【変更なし】
- 従前相当サービスとA型サービス（令和4年1月時点では訪問Aのみ）を組み合わせる利用することが可能です。【訪問型変更あり→スライド3へ】

### 【留意点】

- **月額包括報酬の単価を上限**とします。  
回数単位数×利用回数≤月額包括報酬 【訪問型変更あり→スライド3へ】
- 従前相当サービスとA型サービスを組み合わせる場合、従前相当サービスの1月の利用回数は、以下の回数以内としてください。【訪問型変更あり→スライド3へ】

## 訪問型サービス（従前相当）

### 利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）

#### イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

（1）1週に1回程度の場合	1,176単位
（2）1週に2回程度の場合	2,349単位
（3）1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

#### ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合 （旧区分二～八を統合）	287単位
（2）生活援助が中心である場合	
（一）所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
（二）所要時間45分以上の場合	220単位
（3）短時間の身体介護が中心である場合	163単位

- 訪問型サービスの種類が、週あたりの利用回数に応じた単位から、□(1)から(3)の3種類になりました。
- □（1回あたり単価）を使用する場合は、イ(3)3,727単位を上限とします。
- 従前相当サービスと訪問型サービスAを組み合わせる場合についても、イ(3)3,727単位を上限とします。

# 通所型サービス（従前相当）

**利用者の生活状況に応じた基本サービス費**  
 （月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、  
 従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援 1	1,798単位
(2) 要支援 2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援 1	436単位
(2) 要支援 2	447単位

- □（1）については1月につき4回、□（2）については1月に8回を限度とします。利用回数が5回又は9回以上となる場合はイで請求してください。
- 要支援2のかたが週1回程度の利用をする場合の1回あたり単価（2パターン目のコード）を廃止します。

## 単価設定

通所型サービス 【新設するコード②週あたりの利用回数ごとの単位】

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6	1221	通所型独自サービス/2.2	要支援2（週1回程度）	1,672単位	1672 1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/2.2	要支援2（週1回程度）	55単位	55 1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/2.2	要支援2（週1回程度）	1,672単位	1,170 1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/2.2	要支援2（週1回程度）	55単位	39 1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/2.2	要支援2（週1回程度）	1,672単位	1,170 1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/2.2	要支援2（週1回程度）	55単位	39 1日につき

廃止